

パブリックコメント等でいただいたご意見について

R7.10.31 総務部

1 実施概要

- ・ 案件名 : 県政運営指針（令和7年一部改定）（案）について
- ・ 募集期間 : 令和7年7月11日～8月9日
- ・ 募集方法 : 郵送、FAX、メール
- ・ 提出者数 : 301者
- ・ 意見件数 : 延べ794件

2 全体を通しての県の考え方（今回の見直しの考え方）

高知県の最重要課題である人口減少問題については、県外への転出超過数が前年度を大幅に上回ったほか、出生数の減少にも歯止めがかからないなど、依然として厳しい状況が続いている。こうした傾向を早期に食い止めるため、県民の所得向上を目指す取組を一層強化する必要があります。

民間事業者への波及を目指すためにも、県が率先して取り組むこととし、県立文化施設等において、創意工夫をこらした付加価値の高いサービスを提供することを通じて、職員の所得向上を目指す取り組みを進めたいと考えています。現状では、直指定（公募によらず特定の事業者を指定管理者として指定する手法）の施設については、職員給与等について県から制約を課すとともに、剩余金を県へ返納するよう求めるなど厳しい「縛り」があり、施設の管理者の自主的な判断で職員の待遇改善等を行う自由度が低くなっているほか、自主事業の展開により増収を図るインセンティブが働かない仕組みとなっています。

今回の見直しは、こうした「縛り」をなくし、施設の管理者が創意工夫のもと自律的に事業を実施して収益を上げ、職員の待遇改善・人材確保を図ることができるようになります。その際、指定管理業務の基本的な部分については、引き続き主として県からの管理代行料で措置しますので、県民の皆さんに低廉で良質なサービスを提供する施設本来の役割を損ねることはありません。また、人事委員会勧告に準じた団体職員の給与引き上げに必要な額については指定管理代行料で適切に対応していきます。

このことを前提としたうえで、人材確保の面からさらなる待遇改善を進めていく場合に、自主事業による増収分を活用していただくことを想定しています。また、団体の判断で、公益的事業の拡大など、他の使途に充てることも妨げません。これらにより、今回の見直しは、従来の施設管理に加えて、管理者の選択肢を広げるものとなります。

一方、見直し後の施設管理者は、管理代行料による収入が保障されることに加えて、県の財産を活用して収益を上げる機会が得られることになります。こうしたことから、県としては、県民にサービスを提供する上で最適な管理者を指定しなければいけませんが、直指定では、その事業者よりも適切な事業者が存在しないことを証明することは困難です。そのため、管理者の指定に当たっては、公募というプロセスを通じて、客観的にその妥当性を担保する必要があると考えています。仮に公募にかけて現在の管理者以外に手が上がらなければ、より適切な事業者はいないことになりますし、仮に手が上がれば、提案内容を踏まえて、専門性や管理運営の継続性などを確保することを前提に、最適な管理者を選定することができます。

今回の見直しは以上の考え方に基づくものであり、現在の指定管理業務の内容を見直すものではなく、施設管理者の選択肢を広げることで、民間の創意工夫をより生かせるような仕組みとするものです。

3 パブリックコメントでいただいた意見への考え方

- (1) 直指定から公募への切り替えによる雇用不安、人材確保が困難、専門性が低下するという趣旨の意見 209 件

(県の考え方)

県が設置する公共施設において、今回の見直しにより、団体による活動の自由度を高めることを通じて、より高い付加価値を生み出すサービスを提供しながら、団体による活動の自由度を高め、職員の所得向上を目指す取り組みが期待されるものと考えています。

一方、直指定から公募への切り替えに際して、仮に事業者が変更になった場合においても、専門性や継続性を担保する観点から、希望する職員が現状を下回らない処遇で継続雇用されるよう、公募要領において条件付ける等の手法により、各施設等の実情に応じて必要な対応を図ります。

団体のお話も聞きながら、雇用不安や専門性の低下を生じさせないよう努めています。

- (2) 収益性を求めるることは不適当、またはそれにより高知県の文化行政が後退するという趣旨の意見 180 件

(県の考え方)

現在の指定管理にかかる事業については、これまでどおり必要な財源は管理代行料で支払うことで、現在のサービス内容が変わるものではありません。

また、人事委員会勧告に準じた団体職員の給与引き上げに必要な額については指定管理代行料で適切に対応していきます。そのことを前提としたうえで、人材確保の面からさらなる処遇改善を進めていく場合に、自主事業による増収分を活用していただくことを想定しています。

なお、既に十分に処遇改善が図られているという認識であれば、処遇改善のみならず団体側の公益的事業の拡大を図っていただくことも可能です。

以上により、公共的な施設というあり方はこれまで同様であり、収益性のみを求める施設に変えていくという趣旨ではなく、県民に低廉で良質なサービスを提供する施設本来の役割を損ねることはありません。

- (3) 制度移行に際して、関係団体等との意見交換の機会を設けるべきという趣旨の意見 94 件

(県の考え方)

現在の管理者である公社等外郭団体には、5月中旬以降、複数回にわたり説明を行い、ご意見を伺ってきたところです。また、パブリックコメントや各団体からいただいたご意見を踏まえ、再度ご説明を行いました。

ご意見については、県として真摯に受け止め、継続雇用の方向性など必要な措置を講じたうえで、改めて各団体にお示しました。

(4) 制度の枠組みなどの詳細を提示するべきという趣旨の意見

54 件

(県の考え方)

今回のパブリックコメントでいただいたご意見に対する県の考え方という形で、この資料の内容をお示しします。

(5) 公募による管理者の選定ではなく、県の直営体制を検討すべきという趣旨の意見

14 件

(県の考え方)

指定管理者制度は、県の直営ではない手法により住民サービスの向上などを図るための制度となっており、今回の見直しの対象となっている施設は、この制度趣旨に適合する施設であるため、県の直営とするのではなく、施設を管理する団体の自律性の向上を図ることにより、当該団体の職員の待遇改善やサービスのさらなる向上を目指すものです。

(6) 県が代行料の削減など、財政負担の解消を目的としている、または結果として
そうなってしまうという趣旨の意見

13 件

(県の考え方)

今回の見直しは県の財政負担の軽減を目的としたものではありません。現在の指定管理業務の基本的な部分については、引き続き主として県からの管理代行料で措置しますので、県民の皆さんに低廉で良質なサービスを提供する施設本来の役割を損ねることはありません。

また、人事委員会勧告に準じた団体職員の給与引き上げに必要な額については指定管理代行料で適切に対応していきます。

(7) 選定の際は単なる運営能力だけでなく、学術的・公共的視点から審査すべきとい
う趣旨の意見

10 件

(県の考え方)

公募による指定管理者の選定に際しては、従来から、外部の有識者も含む審査会により、単に価格の上下、多寡のみでなく、専門性や公共性の観点から審査を行っています。今後も、この審査方法について変更することはありません。

※ なお、上記のご意見のほかにも、様々なご意見を数多くいただきました。
いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。